

現代中国の社会変動とメディア政策に関する 分析及び考察 ——群体性事件とネット世論の影響力——

川 村 範 行

1. はじめに

21世紀初頭に入り中国は急速な経済発展を背景に国際社会での影響力を増し、米中二超大国（GII）時代を迎えている。一方、中国国内では世界でも独特の社会主義市場経済体制における社会矛盾が噴出し、中国共産党・政府にとって「社会管理」が大きな課題となっている。同時にインターネット社会の急速な発展に伴い、5億人を超える中国のネットユーザーがネットで物申す「インターネット世論」の影響力が増している。中国共産党政権は産業政策面からメディア・ネット産業の育成を図る一方、社会管理面からメディア・ネットへの管理を強めている。

先行研究では、中東のジャスミン革命に倣って中国のネット世論による政治体制改革（中国の民主化）に期待を示す見解もあるが、共産党支配体制のもとでネットの影響力はまだ限定されている。また、中国共産党のメディア政策に関して規制強化面だけでなく世論誘導面からも捉える必要があると考えられる。本稿では、21世紀初頭において中国各地で頻発する「群体性事件」（集団抗議事件）の検証を通じて中国の社会変動を構造的に分析する。また、共産党の管理下にあるメディア報道の変化とネット世論の影響力を考察する。併せて胡錦濤政権下のメディア政策の過程を分析し、中国の政治体制改革の可能性を追求していく。研究方法としては現代中国研究を軸に社会学、メディア論を取り入れ、中国での関係者インタビューによる裏付けなどを加えて構成する。

2. 多発する「群体性事件」とメディアの対応

中国では労働争議や農民抗議行動によるデモや暴動などが多発している。こうした群体性事件（集団抗議事件）の発生件数は1994年に約1万件だったが、2010年には10万件を超える。中国共産党の執政下、住民の意思を反映する議会制民主主義システムがないため、集団抗議行動の形態となって現れていると捉えることができる。群体性事件を社会変動の面から分析し、共産党支配体制への影響力を考察する。

2-1. 群体性事件の分類

21世紀に入り、中国各地で発生し、日本や中国の報道などで取り上げられた主な群体性事件について、事件の場所、主体、原因別に類型化すると次のように分類できる。

①農村農民暴動：開発に伴う農地の強制収用や不正転用、地方役人の汚職に抗議し、賠償金や解職などを要求する。

②農民工の賃上げスト：沿海部の工場で働く出稼ぎ農民又はその二世が低賃金に抗議し、賃上げや待遇改善を要求する。

③タクシー運転手スト：地方都市のタクシー運転手が低賃金に抗議し、賃上げや待遇改善を要求する。

④生活環境保護デモ：都市・農村の住民が有害工場建設や公害被害に抗議し、建設中止や操業停止、賠償を要求する。

⑤少数民族の暴動：チベット、新疆ウイグル各自治区などでの少数民族に対する宗教抑圧や民族差別などに抗議する。

⑥「反日」デモ：学生や若者による尖閣諸島沖漁船衝突事件への抗議（2010年）や日本の国連常任理事国入り反対（2005年）など。デモは「反日」に名を借りた社会不満の噴出という側面も否めない。

事件には農民、労働者を中心に、都市住民や学生・若者も加わっている。携帯電話のショートメール（中国語で「短信」）やネットでの告発・参加呼びかけが有力手段となっているのが特徴といえる。事件発生後は新聞、テ

レビ、ネットなどのメディアで報道されるケースも増え、各地に伝わり影響を及ぼす。党・政府は群体性事件が政権批判や共産党批判にエスカレートし、社会の不安定化につながることを極度に警戒している。

2-2. 主な群体性事件の検証

(1) 農民工の権利主張

2011年10月26、27両日、中国浙江省湖州市にある中国最大級の子供服生産地で、出稼ぎ農民が暴徒化した事件^(注2-1)を検証する。零細工場数百が密集する織里鎮で、ミシン税大幅引き上げ(1台300元=1元は約13円=を600元)が行われた。ミシン税引き上げ分の給与負担に対して農民工が反発し抗議したが、税金徴収者による暴行があった。被害を受けた農民工の同郷者たちが反発し、鎮政府庁舎周辺の道路を封鎖。うち1人が当局の車両にひき逃げされ、騒動が拡大した。農民工は警察車両に放火、武装警察と衝突し、双方に負傷者が出た。一般車両を転覆し、商店での略奪も行われた。3日後、鎮政府がミシン税の徴収見合わせを発表、税金徴収員を解雇。警察を大量動員して鎮静化を図った。

現地取材した中日新聞・東京新聞上海支局長の今村太郎氏によると、中心となった農民工は「八〇后」(1980年代生まれ)「九〇后」(1990年代生まれ)の若者が大半を占める。待遇の悪さや格差社会への怒り、汚職役人への不満など、様々な要因が鬱積して爆発した。農民工は携帯電話のショートメール(短信)を使って同僚に抗議行動への参加を呼び掛けた。この事件は海外に拠点を置く中国情報サイトから発信され、民主活動家や民族独立活動家が運営するサイトには、デモやスト、暴動の発生情報が写真を交えてアップされた。これを端緒に同上海支局などが取材し報道した。その後も「農民工の根本的な不満自体は解消されていない」(今村氏)という。

(2) 都市住民の有害工場建設反対「散歩集会」

2009年11月23日、広州市内のニュータウンでごみ焼却発電所建設反対の「抗議」行動が発生した。数千人以上の市民が市政府前に集結し、プラ

カードなどで建設反対を訴えた。市当局が環境アセスを実施せず一方的な建設通告をしたが、ダイオキシンなどによる健康被害の危険性が指摘された。有力メディア・南方集団の記者で、中国で影響力のあるブロガーの一人、張平（筆名長平）氏の話^(注2-ロ)では、彼の個人ブログで市政府幹部の実弟とその息子が、ごみ焼却発電所の持ち株会社と投資会社にいることを暴露したのがきっかけだったという。携帯電話の短信で「散歩」と称してデモを呼びかけ、自由意思で参加者が集まった。ホワイトカラーを主とする中間層・富裕層が多いのが特徴である。参加者は市当局との交渉で「代表者5人選べ」の指示に対抗して、「不被代表」（代表されたくない、の意）をスローガンに掲げ、この言葉が全国的に広まった。その後、市当局は計画を撤回した。農民や労働者以外の市民を主体とする「代表者なき」集団抗議行動が携帯メールによって成立した代表例である。

2-3. 群体性事件の社会階層的背景

群体性事件の多発は社会階層の変動面から捉える必要がある。中国社会科学院農業発展研究所の干建嶸研究員は「1989年の天安門事件を一つの分水嶺として、中国の社会衝突は知識エリート主導の権力争奪の運動から、労働者、農民を主体とする権利擁護の抗議活動へと転換した」^(注2-ハ)と指摘する。中国社会科学院が2001年に発表した「当代中国社会階層研究報告」によると、改革・開放政策の推進や市場経済への移行に伴い、中国社会は労働者、農民を代表とする階層から次のような「十大階層」へと大きく変化している。（陸学芸主編『当代中国社会流動』2004年より）。

- ① 国家・社会管理者（高層、中層、低層、中高層事業管理者）
- ② 経理人員（高層、中層、低層）
- ③ 私営企業主（大企業主、中企業主、小企業主）
- ④ 専門技術人員（文教衛生関係、エンジニア、ビジネスマン）
- ⑤ 事務員（党政府機関事務員）
- ⑥ 個人工商業者（商工雇用主、自営業者）

⑦商業サービス員（監督管理人、準ホワイトカラー、ブルーカラー）

⑧産業労働者（第二次産業監督管理人、第二次産業技術者、第二次産業労働者）

⑨農業労働者（専業農家、兼業農家、農業労働者）

⑩無職、失業、半失業者（待業青年、国有・集団企業レイオフ、失業者）

上記分類から、共産党政権下で当初から社会の主流とされた労働者、農民が十大階層の底層に滑り落ち、代わって管理者や企業主、ホワイトカラーが上層部を占めるようになってきたことが分かる。干建嵘研究員は「強大な権力と資本の圧迫のもと、広大な労働者と農民は貧窮し、経済、政治、社会生活の外に排斥され、周縁化の程度はますます深まり、社会の弱者グループを形成している」^{（注2-二）}と分析している。社会分配の不公平、貧富の格差が拡大していることから裏付けられる。ジニ係数は、1991年0.282、1995年0.388、1996年0.424、2000年0.458、2010年0.5前後一と、過去20年間で上昇傾向を続け、社会の不安定化につながるとされる0.4の警戒線をはるかに超えている。群体性事件は社会階層の変動を背景に、労働者、農民の不平・不満や権利主張が噴出した行動であると捉えることができる。

また、当代中国社会階層研究報告の指摘にもあるように、中産階層（中間層）といえる階層が育成されていることも見逃せない。中産階層（中間層）とは、中等以上の所得水準と教育水準を有するホワイトカラーと定義できる。数字的な統一定義がないが、「全国的には総人口の9.4%、就業人口の19%」（中国社会科学院社会学研究所の李春玲研究員）とする研究者もいる。李春玲研究員は2010年にネット「人民網」で「中産階層の現状、隱憂及社会責任」（中産階層の現状と心の中の秘めたる心配、及びその社会責任）を発表し、中産階層の「隱憂」（秘めたる心配）は、①住宅問題②子女の教育③医療費負担④老後の生活の4点と指摘している^{（注2-ホ）}。これまでは労働者、農民が主体となる群体性事件が多いが、今後は拡大する中産階層の不平・不満が加わることも予想される。

2-4. 社会体制の不安定化

こうした群体性事件が中国の社会政治体制や共産党支配体制に不安定化をもたらす可能性について考察する。干建嶸研究員は、群体性事件について「利益の衝突によって引き起こされた権利擁護活動か、社会的心理のバランス失調によって発生した社会的不満発散型の事件である。社会秩序に対して一定の影響を生み出すが、これらの事件は根本的から中国の政治の統一性や社会管理の有効性を動揺させるものにはなりえない」^(注2-へ)との慎重な見方を示す。北海道大学の高井潔司教授は「制度として、システムとして、大衆の声が反映される改善策が、事件を通して生まれていない」^(注2-ト)と指摘し、体制への影響は低いとみている。2-2、2-3の群体性事件の検証・分析からも、体制の不安定化にまで直接影響を及ぼすには至らないと判断できる。

一方、干建嶸研究員は、「権力主体を代表する政治エリート、資本主体を代表する経済エリート、文化主体を代表する知識エリートが『合法的に社会の経済成果を享受すると同時に共同利益を求めて、比較的境界線がはっきりした社会の統治集団を形成し、いわゆる『エリート連盟』を実現した」^(注2-チ)と、現代中国における統治集団としての「エリート連盟」という新しい定義を出す。政治社会面から考察すると、共産党政権下における社会主義市場経済システムの「恩恵」を得る地位・立場にある人々が既得権益層を形成し、恩恵を得られない労働者、農民、一般大衆などが非権益者層となり、双方に格差や断層を生じているといえる。だが、政治、経済両エリート間の連携と比べて、両エリートと知識エリートとの連携は強固ではなく、三者を総じてエリート連盟と呼ぶのが適切かは疑問が残る。

また、干建嶸研究員は「将来の一時期、中国は社会衝突の多発期に入る」可能性を危惧する。「社会の弱者グループである労働者農民大衆と政治権力と経済資源を握った社会の強者グループとのゲームが依然としてその主要内容となる。もし有効な社会の利益表明のメカニズムが設置できず、社会の公平問題が解決できなければ、社会の弱者である労働者、農民及び

下層の知識分子が連合して、社会の主導的地位にあるエリート連盟に対抗するようになるだろう」^(注2-1)と警告し、「低層連合とエリート連合の衝突を防止し、革命的な転覆を発生させないように、中国社会の核心的価値を再定義し、公正な憲政体制を樹立する必要がある」^(注2-1)と衝突防止に言及している。具体的な対策として干建嶸研究員は①末端レベルに留まっている選挙制度を改革して県レベルの首長まで直接選挙を行い、住民自治を実現する②司法改革を行い、司法に対する地方政府、地方の党組織の関与を排除することなどを挙げる。労働者、農民、下層知識分子の「低層連合」対「エリート連盟」の衝突可能性は現時点では低いとみるのが妥当だが、選挙民主化と司法改革は共産党政権にとって避けて通れない道であるといえる。

3. メディア報道とメディア政策

群衆性事件とともに国内世論に影響を与えるメディア報道の役割は大きい。社会学者の孫立平教授ら清華大学グループは2010年11月に発表した論文「社会再建に向かう道」の中で「社会建設の当面の急務」として、「情報の透明化、民意の表明のチャンネルを競い取ること」^(注3-1)を提案している。中国のメディアは中国共産党の管理下にあり一貫して統制を受けているが、経済発展や社会変動に伴い、メディアも多様化し言論報道機能を意識した報道内容へと微妙に変化している。党・政府のメディア政策は管理規制の「強化」を柱に、内外状況に応じて「緩和」措置を一時的に取った経緯が認められる。

3-1. メディア報道の事例検証

中国鉄道事故とメディア報道^(注3-ロ)

2011年7月23日夜、浙江省温州市で起きた高速列車追突事故（乗客・乗員40人死亡、約190人負傷）は国内メディアでも速報され、鉄道部（鉄道省）批判も公然と行われた。中国メディアが党中央宣伝部の報道統制に

抵抗して政府機関批判を行ったのは中華人民共和国の報道史上異例なことで、一時的とはいえ本来の権力監視機能を発揮したといえる。

事故翌日の24日、鉄道部が脱線車両の一部を破壊し現場に埋めた場面が報道され、「証拠隠滅」として批判を浴びた。25日に事故区間で早くも運転が再開されたが、26日に鉄道部が埋めた車両を掘り起こし、犠牲者への賠償金50万元が公表された。28日に温家宝総理が現場で会見し「高速鉄道の安全や信頼は失われた」と発言した。29日には賠償金が91万5千元に引き上げられ、被害者の不満を抑えるためだと報道された。8月10日に政府が高速鉄道の安全検査を行い、列車速度を下げるなど安全対策を決定。8月16日、鉄道部が王勇平報道官を解任した。

初期報道では、党管轄紙や中央テレビも含めて事故状況を速報、事故処理方法を批判した。だが、7月24日夕、党中央宣伝部が報道統制に関する最初の通達を出し、「各メディア・新聞は事故に関する（独自）報道を直ちに控えること」と指示した。それでもメディアによる独自報道が続いたため、7月29日の通達で「政府発表以外のニュース報道をしてはいけない」として、違反した場合の嚴重措置を明記した。

報道統制に対してメディア側は抵抗した。北京の人気大衆紙・新京報は7月24日夜9時に事故報道を大幅に減らすようにと通達を受けて、9頁分削除した。その約3時間後に、中国版ツイッターのミニブログ「微博」に削除分をそのまま掲載した。編集幹部の一人が「私たちは何も間違っていないと怒りを感じた。だから微博で発信した」と述べているが、これも削除された。7月25日の通達から数日間、新京報、東方早報(上海)、錢江晩報(杭州)は空白の10頁特集をつくり、「へつらうより空白のほうがいい」(錢江晩報)とのメッセージを入れた。7月31日には新京報、21世紀經濟報道が1頁特集をつくった。2005年4月のJR福知山鉄道脱線事故後の日本側の対応を詳しく検証し、間接的に鉄道部を批判するという新手に出た。7月31日の南方都市報は、「こうした痛ましい事故と鉄道省のずさんな処理に対して思いつく言葉は『くそつたれ』しかない」と書いた。8月1日の經濟

観察報は、事故原因究明に関する8頁特集を組み、「今回の事故は全くの人災だ」という主要駆責任者の内部告発を掲載した。その中で、新華社傘下の環球時報と人民鉄道報を「官制新聞」としてやり玉に挙げた。都市報が党関係紙を名指して批判するのは異例のことである。

こうした抵抗に対して、党中央宣伝部は事故処理がひと段落してから新聞社への処置を取った。9月3日、新京報（2003年創刊、光明日報・南方日報グループ）と京華時報（2001年創刊、人民日報傘下）がそれぞれ親会社から切り離され、北京市共産党委員会宣伝部主管つまり同宣伝部の直接管理下になり、北京の地方紙に格下げされた。両紙は人気の大衆紙で発行部数は北京で2、3位を誇る。党中央の機関紙を中心とする集団の新聞であり、中央レベルの管轄だった。処置により北京市以外のニュースを取材報道できなくなり、国営新華社の配信記事を転用することになった。

さらに、党中央宣伝部は批判報道の是正のため、「走基層、転作風、改文風」（取材の現場に入り、仕事のやり方を変え、文章の書き方を改めよう）と指示。山間へき地や恵まれないところへ取材に行き、党の方針に沿った模範人物を詳しく紹介する「走基層」キャンペーンを展開し、2012年に入ってもなお続けている。中国メディアの権力監視志向を抑えようとする党中央宣伝部の報道統制は今後も続くと思われる。

3-2. メディア報道の変化

メディア管理の「強化」と「緩和」という二律背反が微妙に取られてきた経緯を、報道内容と政策面の検証を通じて分析する。

共産党支配の報道統制下で、1990年代半ば過ぎから地方政府レベルの不正・不祥事の批判は徐々に可能になる。だが、共産党批判や党中央指導者批判は一貫してタブーであった。1996年当時、国内最大の発行部数を誇った夕刊紙新民晩報（本社上海）の記者は「検閲すれすれの社会批判記事も書く」と話し、卓球のエッジボールに例えて「擦辺球」と称した。

1998年の全国人民代表大会で広東省代表が「中華人民共和國新聞法」の

早期制定を求める議案を提出した。1999年にはその先駆けとなる「新聞世論監督規定（試行）」が同省珠海市で公布された。規定では共産党、行政、司法、事業機関、団体は国家の安全、機密にかかわるもの以外は取材拒否できない、批判報道に対して事前検閲してはならないとされ、マスコミに対しては報道の客観性と公正さの確保を求めた^(注3-ハ)。その後、新聞法は日の目を見ていない。

2001年からはテレビによる調査報道が顕著となる。特に2002年から中央テレビCCTVのニュース検証番組「焦点訪談」が人気を呼ぶ。2003年の新型肺炎（SARS）事件の政府情報隠ぺい工作をきっかけに調査報道が活発化した。2003年に広東省広州市で大卒青年孫志剛が「暫定的居住証明書」不携帯を理由に収容され暴行死した「孫志剛事件」について南方都市報が報道、ネットでも批判が噴出した。暫定証は農民工に手続費等の負担がかかるため問題視され、のち2009年に中国政府が暫定証の順次撤廃を宣言した。行政を動かした実例である。

SARS情報隠して中国政府・共産党は国際的信用を落としたのを契機に、2003年に「国内の突発事件ニュース報道工作进行を改善し、強化することに関する通知」を出した。党・政府への報告や情報管理をいち早く行い、世論形成の主導権を握ることに主眼を置いている。2004年からは党・政府や役人などに不利になる調査報道や批判報道を管理する方向に転じる。2004年9月、中国共産党第16期第4回中央委員会総会にて「党の統治能力建設強化に関する決定」が採択され、その中で「党がメディアを管理する」（党管媒体）という原則を堅持し、「世論誘導の実力を増強し、世論工作の主導権を掌握する」ことが再確認された。

2006年には中国青年報の付属週刊紙「氷点週刊」に掲載された論文「現代史と歴史教科書」が中国の歴史教科書における近代史の記述を痛烈に批判したのに対して、同年1月24日に停刊処分を下し編集主幹を更迭した。抗議行動が電子メールや携帯電話のショートメールで伝播された。中国共産党の老幹部13名がインターネットで公開書簡（2月2日付け）を発表、「中

国のメディア界における歴史的な重大事件」として中国共産党中央宣伝部のメディア管理制度を批判し、①中央宣伝部「閲評小組」の廃止②「氷点週刊」の全面復活③報道の自由を保障する「新聞保護法」の早期制定——を求めた。氷点週刊は編集長主幹を交代し3月1日に復刊した。

2007年からは再び調査報道が緩やかに回復する。2007年秋の第17回党大会（十七大）で民主政治推進がうたわれ、「政府消息（情報）公開条例」が制定され、国民の知情権（知る権利）、参与権（参政権）、表現権（表現権）が認められる。2007年には突発事件について「突発事件対応（対処）法」を施行（2007年8月、全人代常務委採択）。「政府は突発事件の事態の進展、応急措置の活動について統一的に、正確でタイミングよく情報を発信しなければならない」としている。

2008年5月から政府の情報公開が推進された。その前から北京五輪に向けて国際的イメージを良くするために、中国駐在外国人記者の国内取材について取材相手の同意があれば取材可能となった。従来は現地の外事弁公室の許可がなければ原則的に取材ができなかったが、取材の自由に向けての前進とみられた。現実には、2008年5月12日に起きた四川省大地震で中国駐在外国人記者にも現地取材が開放され、世界に向けて状況が伝えられた。中国メディアの対応も速く、地震発生から18分後に新華社が「震中震級の消息」（地震情報）と「救援情報」（救援情報）の第一報を配信した。中央テレビは第4、第6の2チャンネルを使って24時間、現場の生中継などで最新情報を伝えた。中国メディアが災害ニュースでこれだけの速報性を発揮したのは画期的である。しかし、複数メディアが校舎倒壊の責任を追究する報道をしたため、党中央宣伝部は5月23日に「地震報道は前向きに伝え、マイナス面を煽り立てるな」と指示を出し、取材規制を行った。

2008年11月には重慶市と広東省でタクシー運転手による労働条件改善要求ストの報道が解禁され、新華社通信も速報記事を流した。1982年に「社会主義体制下、ストで労働問題を解決する必要はない」とスト権が削除されたが、スト権は黙認されたことになる。重慶市トップの薄熙来・市党委

員会書記（党政治局員）が運転手代表と会談、陳謝し、補助金を交付することにした。

だが、2008年12月8日に民主派知識人303人の署名により「党の天下」を批判する「08憲章」がネットで発表されたことを契機に、一気にメディア管理が強まる。「08憲章」は自由・人権・平等・民主の基本理念、三権分立、直接選挙、言論・集会・結社・信仰の自由を主張する内容で、直ちにネットから削除された。中心人物の作家、劉曉波が拘束され、2009年12月に国家転覆扇動罪で懲役11年の実刑判決を受けた。劉曉波は2010年のノーベル平和賞に選ばれたが、中国政府は獄中の彼を受賞式に出席させなかった。「08憲章」に続き、2009年1月12日に学者・弁護士22人連名により「中国国営中央テレビ（CCTV）洗脳拒絶宣言」がネットで発表された。最も重要な大衆宣伝機関であるとして、突発事件・集団抗議事件に関する党・政府寄りのCCTV報道を批判し、ボイコット権利を主張した。立て続けに同月19日、汪兆鈞が「全国人民に告げる書」発表し、党の政治・経済独占を批判するとともに、メディア・ネットに対する監督・検閲の停止を要求した。いずれもネットから削除された。

3-3. 中国メディアの多様化

こうしたメディア報道の変化の背景に、メディアの多様化が挙げられる。伝統メディアとして、中央・地方の共産党機関紙（中国名「党報」「機関報」）が1990年代半ばまでは主力であった。路線・方針を民衆に忠実に伝える宣伝機関の役割が基本で、「党の喉舌」（党の喉と舌）と呼ばれる。中国共産党機関紙の人民日報や中国国営新華社通信が代表的だ。各地の省・市党委員会機関紙として北京日報（北京市）、解放日報（上海市）、新華日報（江蘇省）、新疆日報（新疆ウイグル自治区）などが挙げられる。

党機関紙とは別に「都市報」と呼ぶ大衆紙が1990年代半ばから急成長し、現在では部数面で党機関紙を凌いで優位に立っている。1995年、四川省の党機関紙「四川日報」が市民生活や文化記事を中心とした付録版を「華

西都市報」として試験発行し、全国初の都市報となる。その後、北京晩報（北京）、新聞晨报（上海）、南方都市報（広州）など続々発行された。読者ニーズを基本にした編集方針が党機関紙とは異なり、生活、教育、株・不動産、娯楽、スポーツなど庶民が関心を持つテーマを満載している。特ダネ（「独家新聞」）も都市報の特長だが、センセーショナルな記事もある。

新聞・テレビなどは党中央宣伝部を筆頭に国務院新聞出版局、国家ラジオ・映画・テレビ総局などの管理下にある。都市報も地方の党委員会機関紙か、大衆団体の機関紙が発行元になっている。新聞の編集・報道部門は党宣伝部→党機関紙→都市報という上からの管理による。都市報の発行増加に伴い1990年代半ば過ぎから地方政府レベルの不正・不祥事の批判は徐々に可能になり、報道統制下でも中国の「言論報道空間」は緩やかに拡大しているといえる。だが、共産党批判や体制批判は依然としてタブーであり、報道のデッドライン（「底線」）と呼ばれる。

メディアは上級や同級の行政機関や党組織を監督（チェック）することは難しい。メディアが監督できるのは、格下の政府部門か、管轄外つまり他省・他市の政府部門や社会現象に関する監督や報道（中国語で「異地監督報道」）である。異地監督報道は地方当局によって隠蔽された不祥事や事件を、他地域のメディアが暴くという大衆メディアの知恵から編み出された「世論監督」の変形である。孫旭培・華中科技大学教授は「地方保護主義の壁を打ち破り、メディアの公正な世論監督の役割を発揮し、世論の圧力を形成して問題の解決に貢献した」^{（注3-2）}と、異地監督報道を評価している。2010年3月、全国人民代表大会の開催に合わせて、複数の都市報が連合して農村戸籍の改革を求める「連合社説」を掲載した。地方省ごとに縦割り管理されているメディアが連合して政府に改革を迫り、中国メディアとして画期的なことだった。「異地監督報道」を社説ジャンルに応用した挑戦だったが、9月に都市報の記事交換掲載を禁止する通知が出され、国営通信新華社の配信記事のみ使用するよう指示された。当局は異地監督報

道にも規制を強めている。

4. ネット大国とネット管理

4-1. ネット大国状況

中国のネットユーザー（网民）は2001年に3300万だったが、2005年には1億を突破、2009年に3億、2010年に4億、2011年に5億を超えた。発展のスピードが速く、6億を超えるのは時間の問題とみられる。中国インターネット情報センター（CNNIC）の「中国インターネット発展状況統計報告」（2012年1月）によると、网民数は5.13億と1年間で5580万も増加、そのうち携帯電話の网民が3.56億にのぼるのが特徴という。

ネットニュースサイトとして1990年代には新華網、人民網など中央系が設置され、続いて千龍網（北京）、東方網（上海）、南方網（広東）、北方網（東北）などの地方系が整備された。中国インターネット情報センターの調査では、2008年に人民網、新華網、中央テレビ網の三大ニュースネットサイトと新浪網、搜狐、網網、騰迅の四大民間ポータルサイトでアップされた記事は1日2万本で、アクセス数は20億回を超える。ネット世論の主要キャリアーとして、博客（ブログ）や個人ホームページを持つネットユーザーは1.82億人にのぼる。ニュースコメント投稿欄は2.66億人のユーザーがネットニュースを見ている。微博客（ミニブログ）、QQ群（多人数のオンラインチャットサービス）は2237万人（2009年）にのぼる。

4-2. 中国のネット管理体制

(1) ネット管理の経緯 中国のインターネット管理は①1994年から1998年、情報産業省が管理し、管理規定は少なかった。②1998年から2004年、ネットの急速な発展に伴い問題が発生、管理部門が錯綜し部門間の衝突も大きかった。③2005年以降、管理機構の分業が確立、新しい法律・法規が成立し、管理は成熟段階へ一と三段階を経て整備されてきた（注4-1）。2008年10月までに党中央宣伝部、國務院新聞弁公室、公安省、情報産業省など

14部門から60数件のネット関連の法令・法規が出され、直接、プロバイダーやネットユーザーに関連する法律・法規は27件に上るという^(注4-ロ)。

(2) 世界最大・最強のネット監視システム^(注4-ニ) 公安通信のネットワーク化と電子情報化システムを構築する国家プロジェクト「金盾工程」が2001年、國務院に正式承認された。国家安全部と國務院公安部（省公安厅、市・県公安局）が管理し、台湾、香港、マカオを含む中国大陸全域をカバーしている。サイバー警察が24時間体制で監視チェックし、政治的に敏感なキーワードを自動フィルタリングしてアクセス禁止にする。将来は接続可否を自動判断する推論機能も導入できるようにするといわれる。〈検閲サイト〉は大紀元（法輪功）、人民報（法輪功）、天安門事件、言論の自由、民主化などに関するニュースソース、台湾独立関連のサイト、ダライラマ・チベット独立に関するサイト、わいせつ・ポルノなどのサイトである。〈検閲用語〉は一党専政、中宣部専制政治、藏独、六四事件などである。

今後は電子戦能力の拡大を防衛・治安戦力の最優先課題とする。第12次5カ年計画（2011～2015年）では米国の「サイバー帝国主義」に対抗して、ネットでの戦闘の研究を行う。国家安全部がソフトウェア技術者・IT安全保障関連専門家を募集しているが、国際社会から中国ネット脅威論を呼ぶ恐れがある。「金盾工程」の一環として「中国防火長城」（グレートファイヤーウォール）がある。ネット情報検閲・フィルタリングシステムにより有害情報から中国を守るためとされる。国家安全を確保するための情報の検閲とフィルタリング、特殊なソフトやプロキシサイバーなどを利用して壁を乗り越えるケースもある。

イデオロギー管轄の党中央宣伝部は2000年前後から、党委員会に直接に世論動向を報告する部門「世論直報点」をつくり、地方における世論動向の収集と分析を指導している。「中宣部世論直報点管理弁法」に基づき、2005年に「世論直報点の調整と充実に関する通知」を出し、世論直報点を百以上に増やした。任務は、ネットユーザーが関心を持つ問題と国内外の

重大な事件に対する反応、海外のウェブサイトが伝える中国関係情報を収集することである。世論監視（モニター）のソフトウェア会社は中国市場で30社以上存在する（注4-ハ）。

(3) グーグル問題 米大手ポータルサイトのグーグル社は政治的敏感用語を検索対象からはずす契約を結び中国へ進出したが、2010年1月、中国語サイトの検閲受け入れを拒否し、中国本土での検閲事業を停止、香港経由でサービス提供へと転じた。香港特別行政区は基本法で言論の自由が保障され、当局による情報検閲はない。中国本土からグーグルのアドレスに接続すると、自動的に香港のグーグルサイトに転送される。1989年6月4日の天安門事件を指す「六四」を香港でグーグル検索すると、天安門事件に関するニュースサイトなどが出る。

4-3. 胡錦濤政権のネット政策

(1) ネット重視と管理強化 胡錦濤総書記は2007年の第17回党大会で「人民を主人公に据えることは社会主義民主政治の本質であり、核心である。民主制度を健全にし、民主の形式を豊かにし、民主のチャンネルを広く切り開かねばならない。法に沿って民主選挙、民主的な政策決定、民主管理、民主監督を実行し、人民の知る権利（知情権）、参政権（参与権）、表現権（表達権）、チェック権（監督権）を保障しなければならない」と明言し、民主化に向けて前進かと思わせた。

2008年6月20日、創設60周年の人民日報社を訪問した胡錦濤総書記は、人民網の「強国論壇」で初めてネット対話した。同社で「ネットは大衆世論を代表し、世論監督（注4-ホ）を形成している」と述べ、ネット世論を重視した。さらに、「必ず主流メディアと新興メディアの建設を強化し、世論誘導の新たな局面を形成しなければならない」「インターネットを代表とする新興メディアの社会的影響力を十分に認識し、インターネットの建設、運用、管理を高度に重視し、インターネットが社会主義先進文化を発信する最前線基地となるよう努力しなければならない」と演説し、メディア管理

と世論誘導の必要性を強調した。これは直前の6月18日、日中両国政府が東シナ海ガス田開発で合意を発表した後、海外の華僑華人もネットで抗議し、「中華民族最大の売国奴！」とまでの過激な批判が出たことが背景にある^(注4へ)。この胡錦濤演説の3日後に、党中央宣伝部は、演説の精神を「真剣に学習し、宣伝を貫徹することを要求する」通知を出した。全国に報道キャンペーンが展開され、学習会が開催された。具体的な行政措置がとられた。

胡錦濤総書記は2008年10月に西洋化と分裂に反対する旗印を高く掲げ、世論宣伝の管理を強くすることを強調。同年12月の改革開放政策30周年の演説で「共産党の指導強化」「党内の思想統一」を訴えた。翌2009年1月の全国宣伝部長会議で「共産党が良い」「社会主義がよい」ことを前面に出し、安定を損なう報道の禁止が指示された。これは前月にネット上で「党の天下」を批判する「08憲章」が出たことが影響している。2009年1月8日から「低俗情報」排除名目に91サイト閉鎖し、08憲章転載ブログも閉鎖され、1月末までに1250社の違法ウェブサイトを封鎖、330万以上のポルノ・低俗情報を削除、61件が犯罪立件された。また「国家の安全を危うくする情報」「デモ扇動」などの禁止が徹底された。

2009年は3月10日のチベット動乱50年、6月4日の天安門事件20年、10月1日の新中国成立60年を迎え、反体制活動の徹底監視が「海外の批判を恐れず」行われた。

(2) 新意見階層・意見領袖と世論誘導^(注4ト) 中国社会科学院社会学研究所が「社会ブルーレポート」(社会藍皮書2009年版)を出し、「2008年中国インターネット世情分析報告」(「中国互聯網輿情分析報告」)を公表した。この中で、「新意見階層」「意見領袖」として「時事問題の関心を持ち、ネットで思ったことを率直に述べるネットユーザー」を取り上げた。関係部門が9万人を対象に調査した結果を紹介している。常にネットで発言するのは35歳以下が78%、大学程度の学歴79%、月収2500元以下が68%、企業で働いている人36%。これらの人が「新意見階層」の主体になって

いると指摘する。「時事問題に関心を持ち率直に胸の内を述べる新意見階層がすさまじい勢いで輩出しつつある」「新意見階層は巨大な世論エネルギーを持っている」と指摘。ネットの力を背景にした新意見階層は「現実への影響力を持つ圧力集団へと変化した」（2009年版報告書）と、重視している。さらに、報告は「ネット管理上、意見領袖との意思疎通を重要視し、彼らが民のために代弁し、現実を批判し、政府を批判する権利を尊重し、彼らが和諧ネット環境の中で建設的な力となり、決して破壊的な力とならないように導かなければならない」「（中国共産党の）宣伝部隊の中で積極的に自分たちのための意見領袖を育成しなければならず、それによって新意見階層をプラスになる方向へ引導する力をつくり出さなければならぬ」と、提言している。ネットの管理（検閲）から新意見階層・意見領袖を重視した世論誘導へと方針転換する契機となった。

その後、ネット上の事件をいち早くキャッチして政府に報告し、政府寄りの内容を掲示板に書き込む「ネット評論員」が増える。固定給のほかにネットに文章1本を書き込めば5毛の報酬が与えられるところから、別名「五毛党」と呼ばれ、全国に数十万人いるといわれる。ネット評論員の質向上のため「養成班」を活発化し、「意見領袖」（オピニオンリーダー）の育成にも取り組んでいる。

(3) 自由・権利の制限 中国政府は2010年6月に「中国インターネット状況白書」を初めて公表。「中国政府は法に基づいてインターネット上の言論の自由を保障しており、民衆の知る権利、参政権、表現権および（民衆による政府に対する）監督権を保障している」とうたう一方、「公民は自由と権利を行使するときに国家、社会など（中略）の権利を損ねてはならず、いかなる組織あるいは個人も電信ネットワークを通じて国家の安全に危害を与えてはならない」と、自由と権利の行使に枠をはめた^(注4-チ)。これは中華人民共和国憲法の規定に基づくとみることができる。憲法第35条で「中華人民共和国の公民は、言論、出版、集会、結社、遊行（デモ行進）、示威をする権利がある」とうたっているが、憲法前文では「中国人民

は、我が国の社会主義制度を敵視し、破壊する国内外の敵対勢力および敵対分子に対して、闘争しなければならない」と明記。憲法第1条で「中華人民共和国は労働者が指導し、労農同盟を基礎とする人民民主専制の社会主義国家である。社会主義制度は中華人民共和国の根本制度である。いかなる組織あるいは個人も、社会主義制度を破壊することを禁止する」と規定する。中国公民の権利は同前文と第1条の「社会主義制度を敵視、破壊」しない範囲内での権利^(注4-1)であり、ネット言論の自由・権利も同様であるといえよう。

5. ネット世論と民主化の可能性

5-1. ネット世論の伝播メカニズム

ネット世論の形成は、伝統メディアの報道やネットユーザーの告発→ネットユーザーの討論（書き込み、コメント）→世論形成という過程をたどる。また、ネット話題を端緒にマスメディアが報道する、あるいはその逆の方向も含めて新旧メディアの相互作用によっても行われる。後者の例として、2010年3月、中国経済時報が、山西省で百人近い児童が規格外のワクチン注射を受けて死亡や重症になったことを報じ、衛生省系列企業のずさんなワクチン生産管理体制を告発した。国営新華社通信は中国経済時報の記事を否定する記事を発表し、当局も詳細を調査中とした。その後、中国経済時報の社長が更迭され、記者は解任された。この「山西ワクチン事件」の告発記事はインターネットを通じて全国に転送され、広がっていった。こうした情報の流れと世論形成のメカニズムは中国式ネット社会の主流になりつつある。

5-2. ネット世論の影響力

中国の世論形成において伝統メディアからインターネットへの比重は確実に高まっている。古畑康雄・共同通信記者が「民主的な選挙制度による『民意』が存在しない国では、政府もネット世論をいわば代理の民意として

関心を払わざるを得ない」^(注5-イ)と指摘するように、ネット世論は民意の代理となりつつある。だが、「インターネット民意を放置すれば炎上しかねず、党・政府にとっても極めてハイリスクな状況をもたらす」^(注5-ロ)という、ネット民意のリスク面もある。一方、安江伸夫・テレビ朝日報道デスクが「政府も、(ネット市民の)要求を強めすぎたものを排除しながらも、持続的で安定した発展を目指すという経済的な観点からネット市民の声を聞き、民衆の幸福を守ることに利益を見出そうとしている。ネット市民の異議申し立てがあればこそ、中国社会は独自の段階を経て民主化に近づいている」^(注5-ハ)と指摘するように、民主化へ期待する見解がある。これに対し、高井潔司北海道大学教授は「現実には政治に影響を持ったとしても、それは恣意的に当局によってインターネット民意として選択され、政策に反映されただけに過ぎない。制度として機能したわけではない。(中略)インターネットを通して議論が沸騰した事件でも、トカゲの尻尾切りで下級の幹部の処分済まされるケースが多い。(中略)インターネット民主主義には大きな限界がある」^(注5-ニ)と、ネット民主主義に限定的な見方を示す。

次に、ツイッターについて、中国の著名コラムニスト・ブロガー安替(本名・趙静)氏は「中国語ツイッター圏は数千年の中国大陸史上初の、100%言論の自由が守られた全国的なプラットフォームとなった」と歴史的な意義と有用性を評価する^(注5-ホ)。清華大学の政治学者呉強氏は2010年6月の中国インターネット研究年次総会で「中国におけるツイッター政治の台頭」をテーマに講演し、開かれた選挙制度や野党の存在が認められていない現体制では、ツイッターが大きな社会変化を引き起こすと考えるのは時期尚早だとしながら、中国独特のツイッターの発展により、やがては社会変革へとつながるだろうと推測する^(注5-ヘ)。4-2、4-3の考察からは、中国のネット世論の影響力は共産党・政府の管理体制のもとでは限定的であり、現時点では民主化につながる段階ではないと判断される。

6. 結び及び課題

中国は2011年7月1日に共産党成立90周年を迎え、全国的なキャンペーンを展開した。62年間もの長期にわたり中国共産党が執政党（政権党）の座を維持してきたことは世界各国の政党史上、特筆されよう。1978年からの改革・開放政策により、わずか30年余でGDP世界第二位の経済大国に成長し、「中国模式」（中国モデル）と自賛されるまでになっている。中国共産党が今後も政権党であり続けるためにカギを握るのは「社会管理」の行方である。

胡錦濤国家主席は2011年7月1日に北京での結党90周年記念大会で重要演説を行い、中国が直面している社会矛盾への対応を強調した。「現代中国は空前の広範な社会改革のさなかにあり、我が国の発展に巨大な活力をもたらすと同時に様々な矛盾と問題をもたらす」「人民内部の矛盾とその他の社会矛盾を適切に処理することである」と述べている。そのうえで、社会管理のイノベーション（「創新」）を強化しなければならないと主張し、「中国の特色ある社会管理体系」を建設することを強調している。さらに「安定がなければ、いかなることもうまくいかず、これまでの成果もすべて失ってしまう」と安定を訴えた。改革・開放政策の推進力となった社会主義市場経済の進展により、さまざまな社会矛盾が噴出しているが、胡錦濤国家主席は就職、医療保健、住宅、教育、高齢化の各問題を挙げている。

中国の経済政策に携わる国務院発展研究センターの林家彬博士（局長級）は同年7月7日、第6回ジャーナリスト訪中団との座談会（注6-1）で、不動産・住宅問題と急速な都市化が重要課題であると指摘した。林博士は「（胡錦濤氏から習近平氏への政権移行期にあたり）社会矛盾多発期を無事に乗り切ることが重要課題だ。社会的矛盾が激化して内乱のような事態が起きると、十数年間、経済成長がダメになる」と危惧し、「執政党として、いかに民衆の意見を十分取り込んで政権運営していくかが重大問題。（社会管理として）高圧的方針によって短期的には効果があるが、長期的には底流で不満がたまり、いずれ爆発する危険性がある。全人代表や裁判官の

人選方法など、もっと大衆の意思を反映させるやり方が正しいのではないかと、述べた。政策に携わる政府中堅幹部が社会矛盾の激化による「内乱」を危惧したのは異例で、党・政府内部で対策を検討していることをうかがわせた。

中国国内では党のお墨付きを得た既得権者が富を優先的に所有し、庶民との所得格差が益々拡大している。前述の訪中団をはじめ9月に武漢、11月に上海への訪問で、所得格差や不正腐敗に対する庶民の不平・不満の声を聞いた。権利主張に目覚めた労働者や農民のほか、若者や新意見階層を中心とするネット上での世論形成が中国の政策にどう影響するかについての検証と分析がますます重要と考えられる。

研究課題として①政治過程論の観点から中国共産党・政府の政策決定過程に関する資料や証言の収集が必要②政治社会論の観点から中国社会の総合的動態的分析が必要③メディア論からは中国メディアの報道過程に関する内部分析が必要—の3点が挙げられる。

〈注〉

(2-イ) 中日新聞、東京新聞の関係記事参照。

(2-ロ) 2010年1月19日、東京・経団連会館での外務省日中研究交流支援事業助成国際シンポジウムにおける発言。

(2-ハ) 高井潔司著「中国文化強国宣言批判—胡錦濤政権の落日」42頁（蒼蒼社、2011年12月）。

(2-ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ) 前掲「中国文化強国宣言批判—胡錦濤政権の落日」43頁、61頁、47頁、28頁、43頁、91頁。

(3-イ) 前掲「中国文化強国宣言批判—胡錦濤政権の落日」99頁。

(3-ロ) 新聞各紙関係記事参照。

(3-ハ、ニ) 前掲「中国文化強国宣言批判—胡錦濤政権の落日」147頁、160頁。

(4-イ) 李永剛著「われわれの防火壁—インターネット時代の表明と管理監督」(2009年、広西師範大学出版社)より。

(4-ロ) 前掲「中国文化強国宣言批判—胡錦濤政権の落日」197頁。

(4-ハ) 渡辺浩平編「中国ネット最前線 『情報統制』と『民主化』」(2011年1月、蒼蒼社) 247～250頁参照。

(4-ニ) ウィリー・ラム「ネットVS. 中国 北京政府の本音は何？」(「中央公論」2010年4月号) 174頁。黒井文太郎「拡大する中国のサイバー部隊 ベールに包まれた『網軍』の脅威」(「エコノミスト」2010年5月18日号) 36頁。

(4-ホ) 中国共産党・政府の管理下にあるニュースメディアが公民(国民)を代表して権力をチェックすること。

(4-ヘ) 遠藤誉著「ネット大国中国」(2011年4月、岩波新書) 62頁～64頁参照。

(4-ト、チ、リ) 前掲「ネット大国中国」51頁～54頁、11頁～12頁、30頁～35頁各参照。

(5-イ) 古畑康雄「ウェブ2・0時代に台頭する『新意見階層』」(前掲「中国ネット最前線」90頁)。

(5-ロ) 前掲「中国文化強国宣言批判—胡錦濤政権の落日」203頁10行目～14行目。

(5-ハ) 安江伸夫「ネットに見る異議申し立ての【言葉】(2008年)」(前掲「中国ネット最前線」80頁)。

(5-ニ) 高井潔司「ネットメディアと伝統メディア」(前掲「中国ネット最前線」28頁)。

(5-ホ) 安替「中国ネット社会の立役者の夢と現実」(月刊「中央公論」2010年12月号より)。

(5-ヘ) 古畑康雄・共同通信記者「中国ツイッターと高まる政治的影響力」(「中国ネット最前線」115頁)。

(6-イ) 中日友好協会招聘によるジャーナリスト訪中団は6回目で、川村が団長役。今回は中日、朝日、読売、産経、共同、時事、NHK、TBS、テレビ朝日、毎日放送の新聞、通信、放送計10社、11人(OB含む)が参加。

〈参考文献・資料〉

川村範行「政権移行期の中国社会の不安定化～ネット世論・メディアの変貌」(2011年11月19日、東海日中関係学会公開研究会で講演)

川村範行「ネットは中国を変えるのか～中国メディアの最新状況」(2010年5月29日、東海日中関係学会公開研究会で講演)

川村 範行「中国の社会管理の行方」(社団法人日中科学技術文化センター会報「きずな」2011年9月号)

高井 潔司著「中国文化強国宣言批判 胡錦濤政権の落日」(2011年12月、蒼蒼社)

渡辺 浩平編「中国ネット最前線 『情報統制』と『民主化』」(2011年1月、蒼蒼社)

遠藤 誉著「ネット大国中国」(2011年4月、岩波新書)

西本 柴乃著「モノ言う中国人」(2011年2月、集英社新書)

趙新 利著「中国の対日宣伝と国家イメージ —対外伝播から公共外交へ—」(2011年4月、日本僑報社)

菱田 雅晴著「不安定化下の安定—中国共産党90周年の現況」(「東亜」2012年1月号)

石井 健一、唐燕霞編著「グローバル化における中国のメディアと産業—情報社会の形成と企業改革」(2008年10月、明石書店)

焦国 標著「中央宣伝部を討伐せよ」(2004年8月、草思社)

新聞・ネット；中日新聞、東京新聞、日本経済新聞、朝日新聞、読売新聞、人民日報海外版、新京報、南方都市報、新民晩報、人民網、東方網各関係記事